

鳥取県外国人材獲得支援補助金の事務手続きについて

1. 交付申請提出 (事業実施前に提出)

○交付申請は、「とっとり電子申請サービス」により送信、もしくは下記提出先に郵送又は持参してください。
※交付決定には日数を要しますので、事業実施前に余裕をもって申請してください。

2. 交付決定通知到着 (交付申請から原則30日以内)

※航空券代、宿泊費、合同企業説明会等への出展に係る費用は、交付決定前に契約・支払を行ったものであっても、補助対象経費とすることができます。
(航空券代及び宿泊費は渡航前、合同企業説明会等の出展料は出展日前に交付決定となった場合に限りです。)
※交付申請の取下げは、交付決定通知を受けた日から20日以内に限り行うことができます。

3. 事業開始

【事業を変更・中止・廃止したい場合】
事業を変更・中止・廃止する場合には県の承認が必要です。
変更・中止・廃止申請書を下記提出先まで郵送又は持参してください。

4. 事業完了 (事業実施年度の3月末日まで)

5. 実績報告書提出 (完了・廃止・中止から15日以内又は事業実施翌年度の4月15日まで)

○実績報告書は、「とっとり電子申請サービス」により送信、もしくは下記提出先に郵送又は持参してください。

◎補助金の支払い

※提出書類

- ・実績報告書
- ・収支決算書、支出証拠書類(領収書等が必要です。)
- ・振込依頼書(債権者登録口座への支払を希望する場合は提出不要です。)
- ・海外渡航経費がある場合、渡航期間中の採用・広報活動の詳細が記載された日報等

書類提出・問い合わせ先

鳥取県 商工労働部 雇用人材局 雇用・働き方政策課 障がい者・外国人就労支援室
〒680-8570 鳥取県鳥取市東町1丁目220(本庁舎7階)
TEL: 0857-26-7699 FAX: 0857-26-8169
E-mail: koyou-hataraki@pref.tottori.lg.jp